

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0744)

第2回特定最低賃金専門部会(機械)

令和2年10月23日 非公開

開催日時	令和2年10月23日	10時25分～11時20分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1. 最低賃金額の審議について 2. その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>委員の皆様がお揃いになりましたので、事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員2名の合計7名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員全員の方に内容確認をしていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>それではただ今より、第2回群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・</p>

部会長	<p>娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。 議事進行につきましては、■■■■部会長にお願いいたします。 よろしくお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>それでは進めさせていただきます。 最初に、特定最低賃金専門部会運営規程第8条に基づき、議事録署名人を決めさせていただきたいと思えます。 公益は私、■■■■がいたしますが、労働者側委員はどなたがなさいますか。</p>
部会長	<p>労働者側は、私、■■■■が行います。</p>
使用者委員	<p>■■■■委員よろしくお願いいたします。 使用者側委員はいかがでしょう。</p>
部会長	<p>使用者側は、私、■■■■が行います。</p>
事務局	<p>■■■■委員よろしくお願いいたします。 それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。 議題の(1)特定最低賃金額の審議について、に入りますが、その前に、事務局から説明がありますのでお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。1点ご説明させていただきます。 第1回目の専門部会でもご説明いたしました。当専門部会において全会一致で決議がなされた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、「最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という取り扱いが審議会で決議されておりますので、その場合には、当専門部会において、答申の手続を行うこととなります。 また、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくこととなります。 なお、本日は労使協議が必要になることもあろうかと存じまして、別室を用意しております。個別に協議等が必要な場合には、ご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。</p>

【質問等なし】

部会長

ご質問等ないようですので、事務局説明のとおりといたします。
では、特定最低賃金額の審議に入ります。

本日は、第2回目の専門部会ですので、労使それぞれから引上げ額の具体的な金額について提示をしていただき、そこから審議を進めさせていただきたいと思えます。

全会一致で結審できますよう、よろしくお願いいたします。
はじめに、労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。

労働者委員

労側の [] です。

特定最賃は、公正な賃金決定の促進による労働条件の向上を目的とし、労使交渉の補完・代替の役割と、産業の発展において重要な役割を担っております。

また、地域別最賃よりも優位性のあるセーフティネットであり、属する産業の魅力の向上を図るためにも大幅な引上げが必要だと認識しております。

地域別最低賃金においては、コロナ禍の影響から中央では目安が示されなかったが、近隣県との格差是正の主張に対し、使側委員の皆様は歩み寄っていただき、2円の引上げとなりました。特定最賃は、労使のイニシアティブにより決めていくものであるという認識と共に、労使交渉の機会のない基幹的労働者の処遇改善に繋がるものであると捉えています。

併せて、基本的に4業種同一水準の引上げに取り組むことを考えておりますので、使側委員の皆様のご理解、ご配慮をいただきますよう、お願いいたします。

具体的な要求額については、金属労協の2020闘争の企業内最低賃金協定の平均は、中小労組を含めた集計で、最も低い99人162,170円となっており、金属労協の月平均所定労働時間である161時間で時給換算すると、1,007円となる。例年であれば、雇用戦略対話の合意内容である2020年に最低賃金を平均1,000円とする考え方を踏まえ、92円を要求したいところだが、今年はコロナ禍の影響もあることから最低賃金の審議内容等も踏まえて、少し歩み寄った金額での要求をさせていただきます。

連合群馬での2020年賃上げの引上げ額において、全集計では1.94%だったが、最も低かったのが、99人以下の組織の集計で、1.63%であった。908円に1.63%の引上げとして、14.80円となることから、「15円」を要求いたします。

<p>部会長</p>	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>■■■■です。</p> <p>私ども常日頃より、特定最低賃金は不要であるということを主張しておりますが、特に今回は、地賃でも目安が出されなかったということで、地賃と特定最賃との差額を埋めるいい機会かなと思っております。</p> <p>そこで、先般、この会合でいただきました資料の中の20番、毎月勤労統計調査がございます。7月分です。その中の事業所規模5人以上の1人平均月間現金給与、「きまって支給する給与」ですが、これを見ますと、前年同月比でマイナス0.9%ということになっております。この数字を活用しまして、現行の908円に0.9%マイナスをかけて、「マイナス8円」という回答をさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま両者からご意見を伺いました。確認させていただきますと、労働者側からは引上げ額「プラス15円」の提示がありました。これに対しまして、使用者側からは「マイナス8円」の提示でした。</p> <p>それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともなのですが、お互いの示している額の開きが大きいようであります。</p> <p>労使双方のご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。ご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>労働者側委員からいかがでしょうか。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。労側■■■■です。</p> <p>労側「15円」の要求に対しまして先ほど使用者側から「マイナス8円」というお話がありました。先ほど部会長からもありましたとおり、大きな開きがある状況であります。</p> <p>このままでは合意に至ることが難しいと考えますので、労使で話し合う時間を少しいただきたいと思います。是非ご検討いただければと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。</p>

<p>使用者委員</p>	<p>ただいま労働者側委員より、労使での話し合いの申出がありました たが、これにつきまして、使用者側委員のご意見はいかがで しょうか。</p> <p>はい。■■■■です。</p> <p>確かに格差が大きくて、このままここでやってもあまりかなと思 いますので。ご提案のとおり、歩み寄りもね、是非、ちょっと労 使で話し合いをさせていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。使用者側委員の同意もありましたので、労使の協議を行っ ていただきたいと思います。</p> <p>協議のため一時休会といたします。</p> <p>皆様が戻り次第、再開とします。</p> <p style="text-align: center;">【協議のため、休会】</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは皆さんお揃いになりましたので、審議再開させていただ いてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは審議を再開します。</p> <p>この後の審議の進め方についてですが、労使同席のまま、ここで ご意見を伺うということで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それではまず、労働者側委員からお願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。労側■■■■でございます。</p> <p>まずは、労使で協議をするお時間を頂戴しまして、誠にありがと うございます。</p> <p>私■■■■から、先ほどの労使会議の経過について、ご説明をさせ ていただきます。</p> <p>まず労側「15円」、使側「マイナス8円」では、双方合意でき ないということもありましたので、私たち労側からは「7円」を 要求させていただきました。これは、2020年闘争における4</p>

業種、18歳最低賃金については、1,000円以上の改定がなされているというところから、1,000円を金属労協の月の平均所定時間である161時間で除して、6.21円となることから、「7円」の要求とさせていただきました。

それに対して使側については、7円まで歩み寄ってくれたことには理解するとしながらも、そもそも特定最低賃金は撤廃をしたいという考えがあるため、地賃との差を縮めるためにも「0円」という回答がありました。

続けて労側からは、隣県であります埼玉県では、5業種の改定が決定し、改定額を平均すると4.2円という形になります。最低賃金でも拘らせていただきましたけれども、特定最賃においても地域間格差を広げないことということから、2円で結審した地賃を上回る「4円」を要求いたしました。

使側につきましては、今年は例年とは同様には考えられない。また、地賃を上回ることはないというところから、変わらずの「0円」という回答でした。

ここで、使側委員の、今年は例年とは違うという回答に対しまして、労側として歩み寄りをさせていただきました。今年の地賃はプラス2円、引上げ率が0.24%。その引上げ率を反映する、また、特定最賃には地賃よりも優位性のあるということから、金額としては地賃の引上げ額2円を上回る「3円」を要求し、使側回答は「0円」ではありますけれども、労側としては有額回答を要望いたしました。

これに対しまして使側は、地賃では、労側3円、使側1円で、公益判断に委ね、提示された2円に対して、使側は反対であった。このような経緯と労側の有額の要望に歩み寄って、「1円」の回答をいただいております。

次に労側としては、使側が歩み寄っていただいた、有額での回答をいただいたことには、御礼を申し上げますけれども、しかし労側としては、やはり地賃よりも優位性のある特定最賃であるため「3円」は譲れず、再度「3円」を要求させていただきました。

これに対しまして、使側は、「1円」以上は譲れないという回答でした。また、「3円」はないという発言もございました。

労側としましても、使側の「3円」の回答はないというところに対し、「1円」での合意はないということは崩さずに、更にこれ以上の歩み寄りはないとし、「2円」の要求とさせていただきました。

ここで使側より、今までとこれからの労使関係の維持も考え、歩み寄っていただきまして、「2円」というところの回答をいただき、合意をさせていただきました。

<p>部会長</p>	<p>経過については以上となります。</p> <p>ありがとうございました。 使用者側委員からは何かございますでしょうか。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。[REDACTED]です。 ただいまご発言あったとおりの進行でございました。私ども、なかなか難しい判断ではありましたが、労使合意ということで「2円」というところでは承したということでもあります。 以上です。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。 ただいま労働者側委員、使用者側委員からそれぞれご発言をいただきましたが、そのほかの労働者側委員、使用者側委員から、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【意見等なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>公益委員の方々、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【意見等なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>ご意見が出尽くしたようですので、それではまとめたいと思います。 労使委員のご意見を伺ったところでは、本製造業の最低賃金額は「2円の引上げ」、現行908円ですので、「時間額910円」とする、ということになりますが、こちらでよろしいでしょうか。 異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>各委員異議なしとのことですので、全会一致で決議いただいたことを確認いたしました。 それでは、この後の手続について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。この後の手続につきまして、ご説明させていただきます。 全会一致で決議をいただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という、最低賃金審議会令第6条第5項</p>

部会長	<p>の規定を適用いたしまして、手続を行うこととなります。 つきましては、報告書の（案）及び答申文の（案）を準備いたしますので、少々お時間をいただきたく存じます。</p>
部会長	<p>はい。わかりました。それでは、一旦休会としたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【休会】</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案）、答申文（案）を全員に配布】</p>
事務局	<p>それでは、再開いたします。 事務局から、まずは報告書の（案）について、説明をお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。報告書の（案）を読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案） 朗読】</p>
部会長	<p>ありがとうございます。 委員の皆様、報告書の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
事務局	<p>了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって群馬地方最低賃金審議会長あてに、報告することといたします。 次に、事務局から、答申文の（案）の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日は、全会一致で決議いただきましたので、当専門部会の決議は審議会の決議となります。 よって、答申文は群馬地方最低賃金審議会長名となっております。 それでは答申文の（案）を読み上げさせていただきます。 なお、別紙につきましては、報告書と同じでございますので、時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目につきましては、省略させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【答申文（案） 朗読】</p>

部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま委員の皆様にご答申の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。</p> <p style="text-align: center;">【部会長より基準部長へ答申文を手交】</p>
部会長	<p>答申が無事に終わりました。</p> <p>答申につきましては、各委員のご協力により、全会一致で取りまとめることができました。大変ありがとうございました。</p> <p>今後の予定等につきまして、事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。答申をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>答申をいただきましたことに対しまして、佐藤労働基準部長から一言ご挨拶をさせていただき、その後今後の予定等を説明させていただきます。</p>
基準部長	<p>ただいま、 部会長から答申をいただきました。</p> <p>本年度の特定最低賃金の改正につきましては、8月7日に諮問をさせていただきました。その後、当専門部会が設置され、コロナ禍の状況の下、例年にも増して難しいご審議をいただきました。</p> <p>部会長をはじめ、公・労・使の委員の皆様には、大変なご尽力をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われましたことにつきまして、心より敬意を表する次第でございます。</p> <p>いただきました答申につきましては、群馬労働局といたしまして、新たな特定最低賃金の発効に向け、所定の手続きを進めてまいります。併せまして、多くの関係者の皆様へ最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいります。</p> <p>最後に、委員の皆様にご審議いただきましたことに重ねて感謝を申し上げ、お礼のご挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>

事務局

続いて今後の予定等につきまして、2点ご説明させていただきます。

1点目でございます。

特定最低賃金の効力発生日につきましては、4業種同一日として
いるところでございます。他の全ての業種の答申がなされた後に、
異議申出の公示を行わせていただきます。

異議申出の締切日は、公示日の翌日から15日後となります。異
議申出があった場合は、11月20日（金）になりますが、審議
会を開催し、審議を行っていただく予定としております。

なお、異議申出がなく、官報公示の手続が順調に行われた場合、
効力発生日は最短で12月31日となる予定でございます。ただ
し、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官
報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、
ご了解いただきますようお願いいたします。

2点目でございます。

官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要がござ
います。答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われること
があります。

その際には、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいた
だくことといたしますので、併せてご了解をお願いいたします。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

ただいま今後の予定等につきまして事務局より説明がありました。

1点目は、効力発生日についてですが、効力発生日は他の3業種
と合わせて同一日になるということです。また、今後官報公示の
手続きを行うということですが、発効は、順調にいて12月3
1日となること。ただし、諸事情によりずれ込む場合もあるとい
うことです。

2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについ
てです。

以上の2点についてですが、事務局説明のとおりでよろしいでし
ょうか。

【異議なし】

部会長

ありがとうございました。

事務局	<p>それでは、そのようにいたします。 最後の議題の(2)その他についてですが、事務局から何かありましたらお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。特にございません。 委員の皆様から何かございますか。</p>
部会長	<p style="text-align: center;">【意見等なし】</p> <p>ご意見等ないようです。 それでは最後にご確認をお願いいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったように思われますが、非公開事項はなしということでよろしいでしょうか。</p>
部会長	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>それでは非公開事項はなしということで確認をいたしました。ありがとうございます。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで第2回専門部会を閉会といたします。 ご審議お疲れ様でした。ありがとうございます。</p>